

東 雲 児 童 館

指定管理者(候補者)の推薦について

令和2年8月

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会

児童館専門部会

目 次

I	施設の概要	．．．．．	P 1
II	指定管理者（候補者）	．．．．．	P 1
III	選定方法	．．．．．	P 2
IV	選定結果	．．．．．	P 4

《 参考資料 》

選定基準	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 1 3	
第一次審査	評価基準	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 1 4
	審査結果	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 1 7
第二次審査	評価基準	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 1 8
	審査結果	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 2 0
総合結果	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 2 1	

I 施設の概要

1 施設概要

江東区東雲児童館

所在地 江東区東雲二丁目4番4-102号

設置の目的 児童の健全な育成を図るため。

設置条例 江東区児童館条例（昭和44年3月江東区条例第13号）

設置時期 昭和55年4月15日（平成25年度大規模改修）

2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

II 指定管理者(候補者)

1 指定管理者(候補者)の概要

(1) 名称 [redacted] (以下、A法人と表記)

所在地

代表者

従業員数

資本金

(2) 名称 [redacted] (以下、B法人と表記)

所在地

代表者

従業員数

資本金

(3) 名 称 公益財団法人 東京YMCA (以下、C 法人と表記)
所在地 新宿区西早稲田二丁目 3 番 1 8 号 日本キリスト教会館 6 階
代表者 代表理事 菅谷 淳
従業員数 2 2 8 名
基本財産 1 億円

江東区における事業実績 児童・高齢者総合施設指定管理者 1 館
児童館指定管理者 1 館
放課後支援事業業務委託 2 施設
認定こども園 1 園
私立幼稚園 1 園
認可保育園 2 園

Ⅲ 選定方法

1 公募選定の方法

(1) 第 1 次審査

応募申込み時に提出された書類について、事業計画書、収支計画書を基に審査を行い、総合的な審査を行った。その結果、配点の 6 割以上の得点を獲得した上位 3 法人を選定した。

(2) 第 2 次審査

第 1 次審査を通過した 3 法人に対して、現地視察及びヒアリング、プレゼンテーションを行い、総合評価により指定管理者候補者を選定した。

2 選定の経過

日 付	会 議 名	内 容
令和2年4月22日	第2回指定管理者選定評価委員会児童館専門部会	募集要項（案）の決定 選定基準（案）の決定 評価基準（案）の決定
令和2年5月13日	第1回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	募集要項、選定基準、評価基準の決定
令和2年5月22日		募集要項の配布開始
令和2年6月3日		施設見学会
令和2年6月19日		募集締切
令和2年7月2日	第3回指定管理者選定評価委員会児童館専門部会	第1次審査通過法人決定
令和2年7月10日		第1次審査通過法人現地視察
令和2年7月17日		第1次審査通過法人プレゼンテーション
令和2年8月3日	第4回指定管理者選定評価委員会児童館専門部会	選定評価委員会に推薦する候補者選定

【参考】令和2年1月29日開催の第1回指定管理者選定評価委員会児童館専門部会では、児童館における新規指定管理者制度導入施設（小名木川児童館）を決定

3 部会員名簿

児童館指定管理者選定評価委員会専門部会

	職 名	氏 名
部会長	こども未来部長	炭谷 元章
副部会長	こども未来部 こども家庭支援課長	加川 彰
部会員	児童相談・養育支援担当課長	小越 誠
〃	教育委員会事務局 地域教育課長	河野 佳幸
〃	こども未来部 小名木川児童館長	今野 敬
外部有識者		

IV 選定結果

1 応募状況

施設見学会参加事業者数 6 法人

申込み事業者数 3 法人

2 第1次審査の結果(書類審査)

指定管理者（候補者）は以下のとおり表記する。

_____ A 法人

B 法人

公益財団法人 東京YMCA C法人

評価項目	合計点	A法人	B法人	C法人
I 受託する姿勢や意欲	30	22	27	27
II 児童館の施設運営について	40	32	32	36
III 児童館・江東きっずクラブの一体運営について	30	20	24	27
IV 受託施設における児童厚生施設等運営に関する考え方	155	111	132	133
V 受託施設における地域との関わりに対する考え方	40	30	29	34
VI 開設前の準備	5	4	4	5
VII 法人運営状況	60	41	42	48
VIII 特記事項	40	12	38	38
合 計	400	271	330	348

3 第2次審査の結果(現地視察及びヒアリング、プレゼンテーション)

評 価 項 目		合計点	A 法人	B 法人	C 法人
Ⅰ. 施設視察	1 施設の環境	50	48	40	44
	2 利用者への働きかけ	20	19	16	16
	3 衛生環境	40	38	32	33
	4 安全管理	20	19	19	15
	5 個人情報保護	20	19	19	15
Ⅱ. プレゼン テーション	1 経営理念・運営方針	60	50	55	44
	2 法人の運営体制	60	45	53	47
	3 施設運営	130	94	101	114
	4 地域共生社会の推進	60	45	51	41
	5 計画の実現性	50	39	43	50
合 計		510	416	429	419

4 総合結果

評 価 項 目	合計点	A 法人	B 法人	C 法人
第1次審査	400	271	330	348
第2次審査	510	416	429	419
合 計	910	687	759	767
評 価 段 階		B	A	A

5 専門部会としての意見

	応募事業者	専門部会としての意見
A法人		他自治体において、児童館・学童クラブの運営実績があり、経験は豊富である。法人が運営する施設において、施設の環境や利用者への働きかけ等は、評価が高い。しかしながら、区の児童館の運営方針への理解や、事業展開に関する提案が不十分である。
B法人		他自治体において、児童館・学童クラブの運営実績があり、経験は豊富である。法人本部の支援体制が整っており、安定した運営が期待できる。また、区の方針に沿った新たな企画提案や事業展開にも期待できる。
C法人	公益財団法人 東京YMCA	江東区における児童厚生施設等の運営実績があり、経験は豊富である。区の児童館の運営方針を理解し、施設運営に関する考え方の評価も高い。また、地域との関わりを大切にし、地域に根差した提案が具体的である。これまでの経験を活かし、安定した児童館・きつずクラブの一体運営が期待できる。

6 財務状況審査

	応募事業者	専門部会としての評価
A法人		財務の安全性は、短期、長期とも低評点であり、今後の動向を注視する必要がある。総合的には、収益性、効率性が悪化した、成長性が改善傾向にあることから総合評点も改善している。このことから令和3年度から5年間の指定管理を受けることに問題がないと考える。
B法人		財務の安全性は、短期安全性の評点は下がった一方、長期安全性は改善傾向にある。総合的には黒字経営を維持しており、財務状況は普通のレベルにあるとの評価を得ている。このことから令和3年度から5年間の指定管理を受けることに問題がないと考える。
C法人	公益財団法人 東京YMCA	財務の安全性は、短期安全性は低い値であるが、長期安全性は無借金経営のため、比較的高い水準である。総合的には、成長性が増加したことにより総合評点が改善傾向にある。このことから令和3年度から5年間の指定管理を受けることに問題がないと考える。

詳細は別紙「財務状況診断」のとおり(P9～P11)

7 外部有識者への意見聴取

氏名

略歴

意見等 次ページ参照

令和2年8月3日

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
児童館専門部会 部会長殿

江東区東雲児童館における指定管理候補者の推薦について

表記の件について、次のとおり意見を付します。

公募期間や周知方法は、募集要項に基づき、適切に実施されている。財務状況審査については、専門家の判断を仰ぎ、正しい手順を踏んでいる。また、第一次、第二次審査共に、選定基準に基づき、適正に行われている。

第一次審査大項目全てで推薦される法人が上回るものの、第二次審査では次点となっている。しかしながら、総合点では一位であり、事業運営でも優位さも見受けられ、適正な結果である。

今回推薦された法人は、4期目の指定管理期間を迎えることになるが、地域との信頼関係が築けており、事業の継続性は期待される。しかしながら、審査の過程を踏まえると、安全管理・利便性・施設環境について、改善の余地がある。

安全管理対策については全職員への徹底を図り、また、利便性については掲示物等の工夫により、児童館の情報を利用者へわかりやすく提供するなど、積極的に努められたい。また、利用しやすい明るい環境づくりを行うとともに、衛生面を整える余地もあると考えられる。

児童を取り巻く環境や社会情勢を反映し、今後の児童の育成に役立たせるため、平成30年に国において改正した児童館ガイドラインでは、子育て支援の実施について、乳幼児支援や中高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取り組みの実施内容が追加されるなど、児童館の役割として更なる機能拡充が求められている。

これらを参考にしながら、今後の事業運営に活かすとともに、推薦された法人と区が協力していくことを期待している。

また、感染症に対する意識、児童館の安全管理・危機管理対策等、不測の事態に接した時に侮らず恐れずに適切に対処できるよう、区として適切な取り組みや課題分析の作業を進めていく必要がある。

